

令和6年度集団指導資料 共通事項（後半）

目次

スライドNo

- | | |
|-------------------------|-------|
| 1. 県事業の紹介 | |
| ・ 介護テクノロジー導入支援事業 | 1～7 |
| ・ 処遇改善加算取得促進事業 | 8～9 |
| ・ がんばる介護事業所表彰について | 10～13 |
| ・ 介護職員の確保・職場定着を応援します！ | 14～19 |
| 2. 生活保護法における介護扶助制度について | 20～27 |
| 3. 要配慮者利用施設の水害等への備えについて | 28～30 |

1. 県事業の紹介

介護テクノロジー導入支援事業

※令和7年2月末時点の情報であり、今後変更する可能性があります。

1. 事業概要など

介護現場の生産性向上を強力に推進し、職員の負担軽減及び介護人材の確保を図るため、介護ロボットやICT等のテクノロジー機器の導入、ケアプランデータ連携システムの活用に向けた取り組みを支援します。

●事業内容

(1) 介護テクノロジー導入に要する経費補助（実施主体：介護事業所）

①介護テクノロジーの導入支援

- ・「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当するテクノロジー
- ・その他テクノロジー

②介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジー（通信環境整備経費も含む。）

(2) ケアプランデータ連携システムの活用促進モデルとなる地域づくりに要する経費補助

（実施主体：市町村）

→ 詳細については別途ご案内します。

(1) 介護テクノロジー導入に要する経費補助

●R6年度→R7年度の変更点等

- ・補助対象事業者の拡大
- ・補助対象経費の枠組みの変更（対象となる機器等に大幅な変更はありません）

●補助対象事業者

以下の介護事業所・介護施設等を対象とする。

- 介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所（訪問介護事業所や居宅介護支援事業所を含む。）
- 老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム **←R7年度から追加**

(1) 介護テクノロジー導入に要する経費補助

①介護テクノロジーの導入支援

ア 「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当するテクノロジー
介護ロボット（「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器等）、介護ソフト、
テクノロジーの導入に付帯して必要となる経費（※）

（※）介護テクノロジーと併せて導入する場合に限り、付帯費用も対象とする。

- ・ Wi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理 サーバー、ネットワーク構築等）
- ・ 介護テクノロジーの利用に伴って導入するPC、タブレット端末 等

イ その他

アに該当しないが、職員の身体的負担の軽減など職場環境整備に有効であり、介護サービスの質の向上につながると認められるもの

【例】 移乗や移動を支援する機器であり重点分野に該当しない機器（床走行式リフト等）、
移動負担の軽減や職員間の情報共有など効果的・効率的なコミュニケーションを図るための
インカム等、バックオフィスソフト（電子サインシステム、給与、勤怠管理等）

②介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると
判断できるテクノロジー（通信環境整備経費も含む。）

【導入例】

- ・ 介護記録ソフト+見守り機器の導入

(1) 介護テクノロジー導入に要する経費補助

●補助率、補助基準額等

対象経費	補助基準額	補助率
①アに示す機器等のうち 「移乗支援（装着型・非装着型）」 「入浴支援」に該当する機器、 イのうち、上記の機器に類似するもの	機器 1 台：100万円 1 法人：200万円	一律 4 分の 3
①アに示す機器等のうち 「介護業務支援」に該当する「介護ソ フト」	1 事業所あたりの職員数による（※ 1） 1～10名：100万円 11～20名：150万円 21～30名：200万円 31名以上：250万円 1 法人：500万円	
①アに示す機器等のうち上記以外のもの	機器 1 台：30万円（※ 2） 1 法人：200万円	
②パッケージ型導入支援（合計額）	1 事業所1,000万円、1 法人1,000万円	

（※ 1）職員数に応じて必要なライセンス数変動するなど、職員数により合計金額が変動する契約の場合は、職員数による上限額とする。それ以外の方式の契約の場合は一律 250 万円を基準額とする。

（※ 2）情報端末（PC、タブレット端末）について、1 台あたりの補助額は10万円以内とする

(1) 介護テクノロジー導入に要する経費補助

●補助要件

- 業務改善計画を作成・報告すること
- 業務改善に係る効果の報告を行うこと（補助を受けた翌年度から3年間）
- 導入にあたり、介護生産性向上総合相談センター等による業務改善支援を受けること（コンサルティング会社等による業務改善支援も可）
- 介護サービスごとの補助要件
 - ・施設系サービス：
利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置
 - ・居宅介護支援・居宅サービス：
令和7年度中にケアプランデータ連携システムの利用を開始すること
 - ・居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所：
介護ソフトを導入する場合は、「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じたCSVファイルの出力・取込機能を有していること
- 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること
- 科学的介護情報システム（LIFE）による情報収集に協力すること

●留意事項

同一年度内に複数の機種を同一の目的のために導入する場合、複数の機種への補助は不可とする（同一目的の機種に対する補助は1機種限りとする）

2. スケジュール（参考）

申請から補助金の交付までの流れは以下のとおりです。

括弧内のスケジュールは今後変更する場合がありますので、ご了承ください。

①R7年度事業内容の公開（6月頃）

②申請受付（7月～8月）

申請書類を作成の上、とやま介護テクノロジー普及・推進センターへご提出ください

③交付決定（10月頃）

申請内容を県及びセンターで審査し、交付決定を行います

④実績報告の提出（～翌年2月上旬）

対象機器等の導入後、実績報告書を作成し、センターへご提出ください

⑤補助金の交付（～翌年3月）

県から補助金を交付します ※補助金は実績報告後の支払い（後払い）となります

1. 県事業の紹介

処遇改善加算取得促進事業

1. 事業概要（予定）

- ・ **実施委託先**

公益財団法人介護労働安定センター富山支部（予定）

- ・ **対象**

県内に介護保険法による指定事業者・施設を開設している法人で、処遇改善加算の新規取得または上位加算の取得を検討している法人

（1）個別相談窓口の設置

- ・ **実施方法**

まずは電話やメールでご相談いただき、必要に応じて社会保険労務士が個別に事業所を訪問します。

加算算定要件の整備に関する支援や計画書の作成方法等の支援を行います。

- ・ **費用：無料**

※社会保険労務士による個別訪問の訪問回数には上限があります。（上限回数については未定）

（2）説明会の実施

加算の取得方法や要件について説明会を開催（年内に2回実施予定）

1. 県事業の紹介

事業所の優れた取り組みを表彰します！

がんばる介護事業所表彰について

※令和7年2月末時点の情報であり、今後変更する可能性があります。

(1) 事業概要

「がんばる介護事業所表彰」とは

- 高齢者の自立支援や生活の質の向上、雇用環境の改善に積極的に取り組む県内の介護事業所等を、「自立支援部門」と「雇用環境部門」の2部門で表彰しています。（平成28年度創設）
- 表彰事業所の取組内容を、県ホームページや普及啓発パンフレットにて広く周知し、介護サービスの質の向上や介護人材の確保を図ります。
- 令和5年度受賞者：自立支援部門 3事業所、雇用環境部門 3事業所
- 令和6年度応募事業者：自立支援部門 6事業所、雇用環境部門 8事業所



普及啓発用パンフレット

(1) 事業概要

① 自立支援部門

- ・ 県内で介護保険サービス又は障害福祉サービスを提供している施設事業所を対象としています。
- ・ 利用者のより豊かな生活の実現を目指して、自立支援・生活の質の向上、介護サービスの質の向上に向けて優れた取組みを進めている事業所を表彰します。

② 雇用環境部門

- ・ 県内で介護保険サービス又は障害福祉サービスを提供している施設事業所を対象としています。
- ・ 人材育成の充実や職場環境の改善などに積極的に取り組む事業所を表彰します。

(2) 過去の受賞内容（取組例）

① 自立支援部門

- ・ 介護ロボットの活用により、夜間事故を大幅に削減し入院者ゼロを達成
- ・ オンラインコンサートを施設で生中継し、楽しみながら機能訓練を行ったほか、オンラインを通じた同世代の高齢者とのコミュニケーションの促進につながった

② 雇用環境部門

- ・ 新人職員の指導担当者に対する独自の内部研修の実施
- ・ 看護休暇・介護休暇の設定など育児、介護を両立できる取組みの実施
- ・ 職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボット等の導入
- ・ ICTの活用による職員の負担軽減や業務省力化



オンラインコンサートの様子

過去の受賞内容についてはHPからもご覧いただけます。

HP ; <https://www.pref.toyama.jp/1211/kurashi/kenkou/koureisha/kj00022444/index.html>

1. 県事業の紹介

介護職員の確保・職場定着を応援します！

令和7年度、富山県では次の事業者応募型事業により、福祉人材確保対策に取り組みます。

★1~6事業の詳細内容は下記までお問い合わせください

富山県厚生部**厚生企画課 地域共生福祉係**（富山県庁舎本館 2階）

住所：〒930 - 8501 富山市新総曲輪1番7号

電話番号：（076） 444 - 3197 （直通）

HP：<https://www.pref.toyama.jp/1200/kurashi/kenkou/fukushi/kj00016318/index002.html>



1. 介護職員初任者研修支援事業

介護職員初任者研修の受講による介護職員の資質向上・定着促進を図るため、介護職員が介護職員初任者研修を受講するために必要な受講料を雇用主である事業者が負担した場合に、その費用の一部を助成します。

対象となる研修：介護職員初任者研修（介護保険法施行規則第22条の23に規定する介護職員初任者研修課程）

補助対象経費：事業者が直接研修機関に支払った受講料
事業者が介護職員が負担した受講料に対して支払った支給金

補助率：1/3

補助上限額：受講した介護職員一人あたり上限2万円

2. とやま福祉・介護職員合同入職式（新任介護職員ネットワーク形成支援事業）

新たに介護職員に就いた職員が一堂に会する入職式を実施します。新任職員のモチベーションの向上を図り、さらにその後の交流会において他事業所との職員のネットワークづくりを行うことで、同じ福祉・介護の仕事に携わる仲間同士、お互いに励ましあい、切磋琢磨しながら、楽しく働き続けられる環境づくりを行うものです。

開催日（予定）：令和7年4月24日（木）

3. がんばる介護職員応援事業

福祉・介護の現場で元気にがんばっている職員を掘り起こして、表彰・紹介します。職員のモチベーションの向上と、介護の仕事に対するプラスイメージの普及、社会的評価の向上を図ります。

対象者：高齢者や障害者の介護業務に携わる職員で、下記の①～③の要件を全て満たす方。

- ①当該事業所に勤務して5年以上12年未満の職員で、新任職員等への指導・相談に携わっている方
- ②介護福祉士の国家資格を有する方。
- ③「介護福祉士実習指導者講習会」または富山県福祉カレッジが実施する「中堅職員研修」、「チームリーダー研修」または「指導的職員研修」を修了した方。

応募方法：7月頃に、富山県社会福祉協議会より県内介護・障害関係法人へ職員推薦依頼の文書を送付します。

表彰・PR：被表彰者には、「介護の日」フェスティバル（11月予定）において、表彰状及び副賞を授与します。

あわせて、高校生のための福祉のガイド本への掲載や、SNS広告用の介護職のPR動画への出演などにより、県民に向けて紹介します。

※ 事業の対象要件やPR手法は変更となる可能性があります。

4. 外国人介護人材受入施設等環境整備事業

介護施設等における外国人介護人材を受け入れるための、環境整備等に係る経費の一部を助成します。

補助対象者：県内に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護事業を行い、外国人介護人材を受入れる（予定を含む）事業所等を運営する法人

補助対象事業：①外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組み

(1)外国人介護職員の日本語学習の支援（日本語講師による教育等）

(2)介護業務マニュアル（介護手順、介護用語の統一化等）の購入・作成や翻訳 例) ポケットークの購入

(3)日本人職員が異文化理解を図るための教育・研修の受講又は実施 など

②外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組み

(1)資格取得に必要な教材の購入

(2)外部研修への参加費や交通費の支援 など

③外国人介護職員の生活支援に必要な取組み

(1)地域の日本人や外国人との交流を促進するための交流会開催

(2)通勤に必要な自転車の購入

(3)介護施設等が負担するアパート家賃等（※①②③(1)(2)に該当する負担が5万円以上ある場合のみ申請可） など

雇用と入居が重なる日から1年間が対象です。
家具・家電のほか、敷金礼金等初期費用は対象外です。必ず県HPの実施要領やQAをご一読いただきますようお願いいたします。

補助率及び補助限度額：2/3（ただし1事業所あたりの上限20万円）

○申請パターン1

①、②、③(1)(2)の取組み
（最大30万円分）

○申請パターン2

(A)①、②、③(1)(2)の取組み
（合計5万円以上）

+

③(3)家賃等負担
（30万円-(A)分）

5. 介護特定技能外国人マッチングから定着までの一体支援事業

外国人介護職員のさらなる受入れ促進に向け、1号特定技能外国人のマッチングから定着までの一体的なサポートを実施します。

※本事業は、県が公募により選定した事業者に委託し、5月下旬以降に開始予定です。

【主な事業内容（予定）】

(1) 事業説明会等による本事業の周知及び参加介護事業所の募集

- ・ 県内の介護事業所を対象に、1号特定技能外国人の受入れ・定着等に関する説明会を開催し、マッチング支援を希望する介護事業所を募集します。

(2) 1号特定技能外国人と県内介護事業所とのマッチング

- ・ 介護職種での特定技能試験に合格した外国人または近々合格する見込みのある外国人のうち、富山県へ就労を希望する現地の外国人と介護事業所とのマッチングを行います。
- ・ 採用面接前には、質問例リストの配布や言葉選びのレクチャーなどのガイダンスを行います。

(3) マッチングの成立した外国人材の定着のための取組み

- ・ よくあるミスマッチの原因などを事例を挙げて紹介する異文化理解研修や、事業所ごとに定着計画の作成支援を行います。

6. 外国人介護人材獲得強化事業

外国人介護人材（留学生）を確保するため、介護福祉士養成校や介護事業所が行う海外現地における人材確保の取組みの一部を助成します。

（補助先）介護福祉士養成校、介護事業所 （上限額） $R8.4$ 月に入学予定となった人数 \times 10万円（最大70万円/法人）

（対象経費）①海外現地での説明会開催等の採用・広報活動 ②送り出し国におけるマーケティング活動 など

7. 元気高齢者による介護助手マッチング支援事業

元気な高齢者の社会進出や生きがいづくりの創出と介護現場の人材不足の解消に向けて、介護助手制度(※)の普及を支援します。

※人手不足の介護の現場で、身体的介助を伴わない周辺業務を担って頂く方々を「介護助手」として位置付け、元気な高齢者がその担い手として活躍頂くための仕組み

【主な事業内容（予定）】

(1) 「介護助手普及推進員」によるマッチング支援、普及啓発

- ・元気な高齢者の通いの場及び介護事業所への訪問、相談窓口設置等によるマッチング支援
- ・地域における介護に関する研修会や会議などでの制度のPR活動

(2) 市町村の地域における介護助手制度導入に対する普及促進補助

市町村による介護事業者を対象とした研修や制度説明会の開催補助
(補助基準額200千円、補助率1/2)

【お問い合わせ先】

富山県社会福祉協議会 富山県福祉人材センター 担当：介護助手普及推進員 森崎
〒930-0094 富山市安住町5番21号（サンシップとやま2階）
TEL/076-432-6156 FAX/076-432-6532

2 生活保護法における介護扶助制度 について

2-1 指定申請制度とみなし指定について

- ▶ 介護事業者が生活保護を受けている方に対し介護サービスを提供する場合は、事前に生活保護法の指定介護機関として、指定を受ける必要があります。
- ▶ 富山県では、富山市内に所在する介護事業所については、富山市長が、それ以外の市町村に所在する介護事業所については、富山県知事が指定を行います。
- ▶ 指定申請について以下の通り申請が不要になる場合がございます。
 - (1) 平成26年6月30日以前に介護保険法の指定を受けた介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）
指定申請が必要です。
 - (2) 平成26年7月1日以降に介護保険法の指定を受けた介護機関
生活保護法による指定介護機関の指定を受けたものとみなし、
申請は不要です。

2-2 変更届等の取扱いと申請書様式について

- ▶ 指定介護機関は、みなし指定の事業所も含め、指定介護機関の名称、所在地や管理者の変更等がある場合、休廃止をする場合等は、介護保険法とは別途に、生活保護法に基づく届出が必要ですので、ご注意ください。
- ▶ 各種申請書及び届出書様式等は、下記、富山県厚生企画課のHPからダウンロードすることができます。
※富山市に事業所がある場合は富山市生活支援課にご確認ください。

【掲載箇所】

トップページ > くらし・健康・教育 > 健康・医療・福祉 > 地域福祉 > 生活保護 >
生活保護法による介護機関の指定制度について

【URL】

<https://www.pref.toyama.jp/1200/kurashi/kenkou/fukushi/kj00018818.html>

※ページ下部「関連ファイル」より各種申請書をダウンロードしてください。

2-3 介護サービスの提供時における留意事項について

- ▶ 原則として、生活保護法の指定介護機関のみが生活保護受給者にサービスを提供することができます。
- ▶ 生活保護を受けている方に対し、初めて介護サービスを提供する場合には、貴機関が生活保護法による指定を受けているかどうか、富山県厚生企画課のHPを確認するようお願いいたします。

※富山市に事業所がある場合は富山市生活支援課にご確認ください。

- ▶ なお、事業所の指定状況については、最新の状況と異なっている場合もありますので、その場合は福祉事務所や富山県厚生企画課に確認するようお願いいたします。

2-4 非指定介護機関における介護サービスの取扱いについて

- ▶ 「急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合」には、指定介護機関以外の事業者（基準該当サービスの提供事業者等）の利用も認められますが、国保連を通じた支払いができません。（福祉事務所からの直接払いになります。）
- ▶ 被保護者が指定介護機関の指定を受けていない事業者のサービスを希望した場合は、事前に福祉事務所へ相談してください。
- ▶ 介護認定の変更や利用事業者の増減があった場合、医療機関に入院する場合等、変更事項が生じた場合は、まず当該福祉事務所にご連絡ください。
- ▶ その他、日々の業務で生じたご不明点や相談事項についても、まずは当該福祉事務所にご相談くださいますようお願いいたします。

2-5 申請書及びケアプランの提出について

- ▶ 生活保護受給者の介護扶助費を国民健康保険団体連合会（以降、国保連）へ請求するには、福祉事務所が発行した介護券が必要です。
- ▶ 福祉事務所では、被保護者の方から提出された、保護申請書の一般事項のほか、要介護認定結果通知書（写）、被保険者証（写）、ケアプラン（写）をもとに介護扶助の決定を行います。
- ▶ 要保護者が希望する場合や保護の迅速な決定に支障が生ずる恐れがある場合には、福祉事務所は、介護事業所に直接ケアプランを提出するよう求めることもあります。
- ▶ 福祉事務所にケアプランを提出する際は、あらかじめ本人の守秘義務解除の同意を得る等、個人情報
報の取扱いに十分ご留意ください。

2-6 介護報酬等の請求手続きについて

- ▶ 居宅介護費・介護予防支援費（ケアプラン作成費）は、被保護者が介護保険の被保険者である場合は、介護保険から全額給付されます。被保護者が被保険者でない場合は、介護扶助で全額支払われます。
- ▶ 被保険者でない者の場合は、サービス提供事業者と同様に福祉事務所から「生活保護法介護券」の交付を受けてから、国保連に請求します。
- ▶ 国保連への請求の際は、福祉事務所から交付された介護券の内容を確認し、受給者番号等必要事項を正しく転記し、介護給付費明細書を作成して請求してください。
- ▶ なお、生活保護制度は他の法律や他の施策の優先活用が原則ですので、介護扶助による公費負担の優先順位は、最後になります。
- ▶ 入院等により、サービス提供がなかった場合は、送付された介護券を当該福祉事務所に返送してください。

2-7 本人支払額について

- ▶ 福祉事務所では、介護扶助を決定する際に、被保護者が負担できる収入があると認定した場合には、その負担できる額を「本人支払額」として介護券に記入します。
- ▶ 交付された介護券に本人支払額が記入されている場合は、その額を当該被保護者に請求してください。介護給付費明細書には、「公費分本人負担額」の欄に自己負担額を記載し、その額を差し引いた額を「公費請求額」の欄に記載します。
- ▶ 本人支払額の上限額は、当該世帯が介護保険の被保険者である場合には、月額15,000円です。
ただし、施設入所者については、月額15,000円及び施設入所日数に日額300円を乗じて得た額の合計額となりますのでご注意ください。

3 要配慮者利用施設の水害等への備え について

要配慮者利用施設における避難確保計画作成について

- ▶ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、**避難確保計画作成・避難訓練の実施・訓練結果の報告**が義務付けられています。（水防法） 避難確保計画の提出先・訓練結果報告先は市町村になります。
- ▶ 市町村長は、計画が未作成で必要であると認められるときは以下の行為ができます。
 - ・施設の所有者又は管理者に対する作成に係る必要な指示
 - ・指示に従わなかったときには、その旨の公表また、計画の作成又は訓練の結果の報告を受けたときに**必要な助言又は勧告**

避難確保計画作成後は、**避難訓練の実施**・**訓練結果の報告**をお願いします。

要配慮者利用施設の浸水対策

浸水が想定される地域における社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設では、洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画等の作成など、水害に備えた対応が必要となります。ここでは、要配慮者利用施設の避難確保計画作成に役立つ情報を紹介しています。

全国の取り組み状況

要配慮者利用施設の避難確保計画作成状況（令和6年9月30日現在）

- 水防法（洪水）に基づき市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設の数 : 126,174
うち 避難確保計画を作成済み施設の数 : 111,393

[都道府県別の作成状況 \(PDF: 32KB\)](#)

[市町村別の作成状況 \(PDF: 190KB\)](#)

[都道府県別の作成状況 \(グラフ\) \(PDF: 194KB\)](#)

● 計画の作成推移

[作成推移 \(令和6年9月30日現在\) \(PDF: 226KB\)](#)

避難確保計画の作成・活用の手引き・様式等

● 避難確保計画の作成・活用の手引き(令和4年3月)(PDF:5.4MB)

● 様式編

- 社会福祉施設 (XLSX: 1.7MB)
- 学校 (XLSX: 1.8MB)
- 医療施設 (XLSX: 1.8MB)

● 記載例

- 社会福祉施設 (PDF: 4.2MB)
- 学校 (PDF: 7.6MB)
- 医療施設 (PDF: 7.8MB)

● 避難訓練実施報告書 (様式例)

- 社会福祉施設 (WORD: 40KB)
- 学校 (WORD: 40KB)
- 医療施設 (WORD: 41KB)

● 避難確保計画チェックリスト

- 社会福祉施設の避難確保計画（非常災害対策計画を含む）チェックリスト (WORD: 27.6KB)
- 医療施設における避難確保計画チェックリスト (WORD: 28.5KB)

● 動画

- 富山県高齢福祉課
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・確認のポイント（約18分）(YouTube) NEW



① 要配慮者利用施設の浸水対策

② 作成時に必ずチェック

様式編：必要事項を埋めるだけの簡易なひな型
チェックリスト：施設の災害リスク情報や
避難確保計画の内容の確認

③ お役立ち情報
リーフレット
● 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成と活用について
作成中に困ったら…

要配慮者利用施設における避難確保に関するeラーニング教材
● ナレーション付き動画(約21分)(YouTube)
● テキスト(PDF:5.2MB)(PPTX:28MB)

eラーニング教材
⇒具体事例を通じて適切な判断力・
避難行動力を養う

避難確保計画作成の参考資料
● 要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）
● 要配慮者利用施設における避難確保計画作成推進に向けた地方公共団体等の取組事例集（PDF:1.4MB）
● 要配慮者利用施設における水害からの避難の取り組みの成果事例集 (PDF: 1.4MB)

計画作成の事例集
⇒先行して作成された好事例を紹介
避難行動の検討の参考に。
成果事例集
⇒避難確保計画により被災時に安全
な避難に成功した事例を紹介

水防法・土砂災害防止法の改正について
● 都道府県・市町村の担当者向け (PDF: 359KB)
● 要配慮者利用施設の管理者・所有者向け (PDF: 368KB)
● 水防法等に基づく取組状況 (PDF: 178KB)

洪水時に想定される浸水深等が分かるサイト
● ハザードマップポータルサイト
● 浸水ナビ
雨量・河川水位などの観測情報がリアルタイムに把握できるサイト
● 川の防災情報

左記リンクより確認できます。
● 施設周辺で想定される浸水深
● 施設周辺の雨量、河川水位

④ 講習会プロジェクト
● 避難確保計画作成講習会の概要 (PDF: 4.2MB)
● 要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた講習会開催マニュアル (PDF: 22.8MB)

講習会プロジェクト
● 活用ツール①：講習会開催の案内文、送付資料等WORD: 4.21MB
● 活用ツール②：講習会準備のチェックリストWORD: 46KB
● 活用ツール③：説明資料フォーマット（基本方式前期）PPT: 63.3MB
● 活用ツール④：説明資料フォーマット（基本方式後期）PPT: 5.76MB
● 活用ツール⑤：説明資料フォーマット（実践方式）PPT: 58.97MB
● 活用ツール⑥：説明資料フォーマット（簡易方式）WORD: 29KB
● 活用ツール⑦：ワールドカフェ会議進行表（案）WORD: 1.4MB
● 活用ツール⑧：避難確保計画チェックリストExcel: 1.4MB
● 活用ツール⑨：避難訓練チェックリストPPT: 1.4MB
● 活用ツール⑩：避難訓練報告様式WORD: 29KB
● 活用ツール⑪：Q&A PDF: 128KB
● 一括ダウンロード (ZIP: 188MB)
● 以前のバージョンはこちら (ZIP: 7.97MB)
● 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について (YouTube MLIT channel)

⑤ 訓練の実施・結果の報告

避難訓練報告様式
⇒市町村への訓練実施報告の参考に。
※R3水防法の改正により避難訓練の報告が義務づけられました。

※講習会プロジェクトの活用ツールについては、令和3年5月の水防法改正前のツールとなります。